平成21年9月 (問い合わせ先)

国土交通省自動車交通局 安全 政策 課

TEL:03-5253-8111

(内線41633)

国土交通省自動車交通局

旅客課

TEL:03-5253-8111

(内線41273)

国土交通省自動車交通局 貨 物 課

TEL:03-5253-8111

(内線41334)

国土交通省自動車交通局 整 備 課

> TEL:03-5253-8111 (内線42415)

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正案に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、平成21年8月20日から平成21年9月18日までの期間、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、55件のご意見をいただきました。

主なご意見(タクシーの処分基準の改正については、自動車交通局旅客課が平成21年8月19日から平成21年9月17日までの間に募集したパブリックコメントに対する意見を含む。)の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきたいと思います。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも 国土交通行政の推進にご御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について(案)」に対し、いただいた主なご 意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見の概要 国土交通省の考え方 1. 監査方針 ①行政処分逃れについて 処分後の車両等の移動は、経営者の自由裁量 処分基準の改正により、事業譲渡等による処分 の範囲であり、将来的な処分逃れ対策の抑止と 逃れをした事業者等に処分等を行うこととしてお 考えても監査の実施はやり過ぎではないか。 り、処分逃れのための事業譲渡等の有無を判断す るために必要なものです。 ①自動認可運賃について (一般乗用旅客事業者) 一般貸切旅客自動車運送事業者の届出運賃(下) 法令違反については、監査端緒となります。 限運賃) に対する法令違反についても監査対象 に加えるべきである。 ②車輪脱落事故について 点検基準と整合性を持たせるため8トン以上 車両総重量8トン未満の車両についても車輪が の大型自動車に限定していただきたい。 脱落することは大変危険なことと考えています。 また、死傷事故を伴わないものまで監査対象 このような事故が発生した場合には死傷者の有 とすることについては、定期点検整備を外注で 無にかかわらず、監査を行い適切な車両管理が行 実施している事業者の場合、日常点検では発見 われていたかを確認する必要があります。 できないこともあるので再考願いたい。 「安全プラン2009」に掲載されているス| スピードリミッターの不正改造防止について ピードリミッターの不正改造車両を運行させて|は、「安全プラン2009」において、不正改造 いる事業者についても、監査対象として新たにの実態を把握し、事例等を体系的に整理した不正 追加していただきたい。 改造確認のためのマニュアルを作成することとし ており、これを監査に活用することとしています。 2. 行政処分基準等 ①飲酒運転等に対する処分強化について 悪質違反、特に、飲酒運転については、法令導 悪質違反の処分量定については、トラック関 係においては、現行量定で十分その効果は発揮|守、事故防止の観点から「飲酒運転ゼロ」を目標 されていることから、改正の必要性はないのでとして掲げています。悪質違反には厳格に処分を はないか。 行うことを考えています。 「飲酒運転等」と記述されているが、飲酒運 酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、

転以外の不法行為を「等」で、括って記述する┃救護義務違反(ひき逃げ)として明記することと

しています。

のではなく、具体的に記述していただきたい。

- ②社会保険等未加入に対する処分基準の強化につ いて
- ・ 加入促進は賛成ですが、社会保険等未加入に よる処分は間違っています。実態を調べ、業界 の声を聞いてから、改正すべき。
- 旅客自動車運送事業に対しては「処分基準の」れているとの指摘を受けています。 創設」であることから、必ずしも貨物自動車運 取る必要性はないものと考える。
- 「社会保険等未加入に対する処分基準の強化」 に関しては、改正による処分内容より、より一 層強化すべきである。
- ③最低賃金違反に対する処分基準の創設について
- 行政処分基準等の最低賃金違反に対する処分 して決めて欲しい。
- 最低賃金違反の行政処分基準はとても軽すぎ ると思うので、今回の改正を機にもっと厳しく 実効性のあるものにしてもらいたい。

社会保険等未加入により本来負担しなければな らないコストを負担せずに無理な事業運営を行う 事業者が存在し、これにより不公正な競争が行わ

今般、このような行為を道路運送法及び貨物自 送事業に係る「処分基準の強化」と 同一歩調を 動車運送事業法に規定する事業の健全な発達を阻 害する恐れのある競争行為に該当するものとし て、行政処分の対象に加えたものです。

> また、処分量定については、他の違反項目との バランス等を考慮して定めたものです。

最低賃金法に違反し、本来負担しなければなら 基準の創設は一律ではなく、地域の実情を勘案 ないコストを負担せずに無理な事業運営を行う事 業者が存在し、これにより不公正な競争が行われ ているとの指摘を受けています。

> 今般、このような行為を道路運送法及び貨物自 動車運送事業法に規定する事業の健全な発達を阻 害する恐れのある競争行為に該当するものとし て、行政処分の対象に加えたものです。

> また、処分量定については、他の違反項目との バランス等を考慮して定めたものです。

> なお、最低賃金はそもそも地域ごとに定められ ています。

- ⑥特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業 の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行 関係
- 基準車両数の5パーセント以上減少させてい 慮すべき。
- 特定地域内の車輌数の増減により、行政処分 の加重に差異をもうけることは適当でない。
- 増減車実績を反映していただきたい。
- までの減車は不可能なので特段の配慮が必要。
- て考慮すべき。
- 特定地域に指定された後の5%以上の減車に と考えます。

特定地域は、供給過剰の進行や法令違反の増加 ない者以外に事業者の管理体制等についても考し等により、タクシーが地域公共交通としての機能 を十分に発揮することができないおそれがある地 | 域ですので、供給過剰の進行や法令違反の増加を 抑制するため、特定特別監視地域制度の導入以降、 ・ 地域指定前における、各社の規制緩和以降の それぞれの一般乗用旅客自動車運送事業者がこれ までに実施してきた一般乗用旅客自動車運送事業 実働率が高い会社は減車が困難。10月1日の適正化及び活性化に資する取組み(需要喚起、 労働条件の改善、減車等) も十分に考慮し、一定 1台に対する固定費の割合の違いなどについの増減車等を行ったタクシー事業者に対しては、 処分日車数をそれぞれ加重することが適当である

ついても、行政処分の加重を1倍として欲しい。

- ・ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少さ せている者による違反については、0.5倍にする べき。
- 早期減車会社は、点数の加重を1倍未満にす べき。また、特定地域指定後の減車についても 1倍とすべき。
- 効率的な経営をしていない実働率の低い会社 ほど減車を行うことは容易であり、減車の有無 で特例が設けられるのは不合理。より精緻に個 々の事業者の実績を勘案すべき。
- 最低車両数以下の車両数しか保有していない 事業者や企業努力を十分に積んでいる事業者に 対しては、加重するべきではない。
- ・ 監査時車両数を基準車両数よりも増加させて いる者による違反が、3.5倍に加重されるのは厳 しすぎる。
- 監査時車両数が基準車両数以下であり、監査 時車両数を基準車両数の5%以上減少させてい ない者による違反について、減車実施事業者で あるにも関わらず、その処分日車数が加重され るのは不適切。
- 上記違反について、小規模会社で実働率が高 い会社は5%も減車することは不可能であり、 特段の配慮が必要。
- 「一定の違反」について明確に示していただ| きたい。

行政処分基準の解釈運用通達により詳細に規定 しております。

⑦その他の処分基準の強化について

- 30日車未満を警告とする措置を残してもら いたい。
- た場合とそれ以外の事案に対する監査を行った一分基準上、処分を加重しています。 場合とでは、処分基準を変えるべき。

輸送の安全性を確保するため、違反行為につい ては、厳正に処分する必要があります。

長期監査未実施の事業者に対する監査を行っ 重大事故を引き起こした場合等については、処

※ 類似のご意見については、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせて頂きました。